



# 宮 崎 県 公 報

平成31年3月22日(金曜日)号外 第8号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 1	
○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 19	
○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 29	

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第18号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げ等に伴い、入港料等について所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとしました。
- ◎ 都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第19号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げに伴い、使用料について所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。
- ◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (条例第20号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第18号

#### 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県港湾管理条例(昭和38年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 (第8条の2、第10条関係)					別表第1 (第8条の2、第10条関係)				
1 [略]					1 [略]				
2 施設使用料					2 施設使用料				
施設の種別	単位	金額		摘要	施設の種別	単位	金額		摘要
		外航船舶	外航船舶以外の船舶				外航船舶	外航船舶以外の船舶	
係留	[略]				係留	[略]			
	浮棧 県内の者	[				浮棧 県内の者	[		

施 橋 設	専用使用の場合		略]	施 橋 設	専用使用の場合		略]	
	1月につき				1月につき			
	長さ5メートル未満の船舶	[略]			長さ5メートル未満の船舶	[略]		
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]		
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]		
	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]		
	長さ11メートル以上の船舶	23,485円に11メートルを超える長さ1メートルごとに1,955円を加算した額			長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを25,440円とし、長さ1メートルを増すごとに1,955円を加算した額		
	一般使用の場合				一般使用の場合			
	24時間につき				24時間につき			
	長さ5メートル未満の船舶	[略]			長さ5メートル未満の船舶	[略]		
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]		
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]		
長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]		長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]				
長さ11メートル以上の船舶	2,350円に11メートルを超える長さ1メートルごとに195円を加算した額		長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを2,445円とし、長さ1メートルを増すごとに195円を加算した額				
県外の者			県外の者					
専用使用の場合			専用使用の場合					
1月につき			1月につき					
長さ5メートル未満の船舶	[略]		長さ5メートル未満の船舶	[略]				
長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]		長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]				
長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]		長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]				
長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]		長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]				
長さ11メートル以上の船舶	31,705円に11メートルを超える長さ1メートルごとに2,640円を加算した額		長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを34,345円とし、長さ1メートルを増すごとに2,640円を加算した額				
一般使用の場合			一般使用の場合					
24時間につき			24時間につき					

	長さ5メートル未満の船舶	[略]			長さ5メートル未満の船舶	[略]		
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	[略]		
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	[略]		
	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	[略]		
	長さ11メートル以上の船舶	3,170円に11メートルを超える長さ1メートルごとに265円を加算した額			長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを3,435円とし、長さ1メートルを増すごとに265円を加算した額		
[略]					[略]			
ひき船	ひき船作業		[略]	ひき船	ひき船作業		[略]	
	基本料金				細島港 基本料金			
	使用時間30分につき				使用時間30分につき			
	総トン数3,000トン未満の船舶	32,170円	34,745円		総トン数3,000トン未満の船舶	48,255円	52,115円	
	総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶	45,195円	48,810円		総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶	67,790円	73,215円	
	総トン数5,000トン以上8,000トン未満の船舶	54,555円	58,920円		総トン数5,000トン以上8,000トン未満の船舶	81,830円	88,380円	
	総トン数8,000トン以上1万トン未満の船舶	63,270円	68,330円		総トン数8,000トン以上1万トン未満の船舶	94,905円	102,495円	
	総トン数1万トン以上1万5,000トン未満の船舶	72,525円	78,325円		総トン数1万トン以上1万5,000トン未満の船舶	108,785円	117,485円	
	総トン数1万5,000トン以上2万トン未満の船舶	86,085円	92,970円		総トン数1万5,000トン以上2万トン未満の船舶	129,125円	139,455円	
	総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶	90,495円	97,735円		総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶	135,740円	146,600円	
	総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶	99,535円	107,495円		総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶	149,300円	161,240円	
	総トン数4万トン以上の船舶	109,545円	118,310円		総トン数4万トン以上の船舶	164,315円	177,465円	
	[略]				[略]			
	待機料				待機料			
	平日				平日			
	1 午前零時から午前8時まで及び午後5	15,385円	16,615円		1 午前零時から午前8時まで及び午後5	23,075円	24,920円	

時から午後12時までの1時間につき						時から午後12時までの1時間につき			
2 午前8時から午後5時までの1時間につき	<u>9,035円</u>	<u>9,755円</u>				2 午前8時から午後5時までの1時間につき	<u>13,550円</u>	<u>14,630円</u>	
3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間	<u>15,385円</u>	<u>16,615円</u>				3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間	<u>23,075円</u>	<u>24,920円</u>	
日曜日及び休日						日曜日及び休日			
1時間につき	<u>15,385円</u>	<u>16,615円</u>				1時間につき	<u>23,075円</u>	<u>24,920円</u>	
[略]						[略]			
						宮崎港			
						基本料金			
						使用時間30分につき			
						総トン数 3,000トン未満の船舶	<u>32,170円</u>	<u>34,745円</u>	
						総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満の船舶	<u>45,195円</u>	<u>48,810円</u>	
						総トン数 5,000トン以上 8,000トン未満の船舶	<u>54,555円</u>	<u>58,920円</u>	
						総トン数 8,000トン以上 1万トン未満の船舶	<u>63,270円</u>	<u>68,330円</u>	
						総トン数 1万トン以上 1万5,000トン未満の船舶	<u>72,525円</u>	<u>78,325円</u>	
						総トン数 1万5,000トン以上 2万トン未満の船舶	<u>86,085円</u>	<u>92,970円</u>	
						総トン数 2万トン以上 3万トン未満の船舶	<u>90,495円</u>	<u>97,735円</u>	
						総トン数 3万トン以上 4万トン未満の船舶	<u>99,535円</u>	<u>107,495円</u>	
						総トン数 4万トン以上の船舶	<u>109,545円</u>	<u>118,310円</u>	
						加算料金			
						平日			
						1 午前零時から午前5時まで及び午後10時から午後12時までの30分	基本料金 の10割の 額	同左	



						午前8時又は 午後5時をそ の間に挟む1 時間 日曜日及び休日 1時間につき 15,385円	16,615円		
						取消料 ひき船出動準備 後で出動以前の 取消し1回につ き ひき船出動後の 取消し1回につ き	基本料金 の10割の 額	同左	使用 時間 を30 分と して 算定 する 。
						回航料	基本料金 及び加算 料金の10 割の額 実費を勘 案して規 則で定め る額	同左	
[略]					[略]				
上下架施 設	県内の者（ボート ヤードの専用使用 の許可を受けた者 を除く。） 上架又は下架1 回につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶  県外の者（ボート ヤードの専用使用 の許可を受けた者 を除く。） 上架又は下架1 回につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル	[略] [略] [略] [略] [略] 3,230円に11メートル を超える長さ1メー トルごとに 270円を加算 した額	[略]	[略]	上下架施 設	県内の者（ボート ヤードの専用使用 の許可を受けた者 を除く。） 上架又は下架1 回につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶  県外の者（ボート ヤードの専用使用 の許可を受けた者 を除く。） 上架又は下架1 回につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル	[略] [略] [略] [略] [略] 長さ11メートルを 3,5 00円とし、長さ1メー トルを増すごとに 270 円を加算した額	[略]	[略]

	未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略]  4,355円に11メートル を超える長さ1メー トルごとに 365円を加算 した額				未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略]  長さ11メートルを 4,7 20円とし、長さ1メー トルを増すごとに 365 円を加算した額		
	[略]				[略]				
ボートヤ ード	県内の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶  一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶  県外の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル	[略]  [略]  [略]  [略]  [略]  18,370円に11メートル を超える長さ1メー トルごとに 1,580円を加 算した額  [略]  [略]  [略]  [略]  1,380円に11メートル を超える長さ1メー トルごとに 110円を加算 した額  [略]  [略]  [略]	[略]		ボートヤ ード	県内の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶  一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶  県外の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル	[略]  [略]  [略]  [略]  [略]  長さ11メートルを19,9 50円とし、長さ1メー トルを増すごとに 1,5 80円を加算した額  [略]  [略]  [略]  [略]  [略]  長さ11メートルを 1,4 90円とし、長さ1メー トルを増すごとに 110 円を加算した額  [略]  [略]  [略]	[略]	

	未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略]  24,805円に11メートル を超える長さ1メート ルごとに 2,065円を加 算した額			未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略]  長さ11メートルを26,8 70円とし、長さ1メー トルを増すごとに 2,0 65円を加算した額	
	一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略] [略] [略] [略] [略] 1,860円に11メートル を超える長さ1メート ルごとに 155円を加算 した額			一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略] [略] [略] [略] [略] 長さ11メートルを 2,0 15円とし、長さ1メー トルを増すごとに 155 円を加算した額	
メンテナ ンスヤード	県内の者 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略] [略] [略] [略] 1,380円に11メートル を超える長さ1メート ルごとに 110円を加算 した額	[略]	メンテナ ンスヤード	県内の者 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	[略] [略] [略] [略] [略] 長さ11メートルを 1,4 90円とし、長さ1メー トルを増すごとに 110 円を加算した額	[略]
	県外の者 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル	[略] [略] [略] [略]			県外の者 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル	[略] [略] [略] [略]	



<p>未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶</p> <p>1,860円に11メートル を超える長さ1メー トルごとに 110円を加算 した額</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p> <p>注1 この表の適用について30分、1時間、24時間、1日、1メートル、1平方メートル、1立方メートル又は1トンに満たない端数は、それぞれ30分、1時間、24時間、1日、1メートル、1平方メートル、1立方メートル又は1トンとして計算する。ただし、プレジャーボートについては、1メートルに満たない端数は切り捨てるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶</p> <p>長さ11メートルを 1,9 70円とし、長さ1メー トルを増すごとに 110 円を加算した額</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p> <p>注1 この表の適用について30分、1時間、24時間、1日、1メートル、1平方メートル、1立方メートル又は1トンに満たない端数は、それぞれ30分、1時間、24時間、1日、1メートル、1平方メートル、1立方メートル又は1トンとして計算する。ただし、プレジャーボート又は船舶（浮桟橋、上下架施設、ボートヤード及びメンテナンスヤードを使用するものに限る。）については、1メートルに満たない端数は切り捨てるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p>
---	--

第2条 宮崎県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第8条の2、第10条関係）					別表第1（第8条の2、第10条関係）					
1 入港料					1 入港料					
単 位		金 額		摘要	単 位		金 額		摘要	
		外航船舶	外航船舶以外の船舶				外航船舶	外航船舶以外の船舶		
総トン数1トンにつき		[略]	1円22銭	[略]	総トン数1トンにつき		[略]	1円24銭	[略]	
2 施設使用料					2 施設使用料					
施設の種別	単 位	金 額		摘要	施設の種別	単 位	金 額		摘要	
		外航船舶	外航船舶以外の船舶				外航船舶	外航船舶以外の船舶		
係留施設	棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]	1円22銭	係留施設	棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]	1円24銭	
		積卸貨物通過1トンにつき	[略]	61円10銭以内で規則で定める額				積卸貨物通過1トンにつき	[略]	62円23銭以内で規則で定める額
		旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	2円44銭				旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	2円49銭
	プレジャーボート（船舶のうち、規則で定めるものを除いたものをいう。以下	6歳以上12歳未満1人につき	[略]	1円22銭		プレジャーボート（船舶のうち、規則で定めるものを除いたものをいう。以下	6歳以上12歳未満1人につき	[略]	1円24銭	



	未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	長さ11メートルを <u>2,545円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>195円</u> を加算した額				未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	長さ11メートルを <u>2,590円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>200円</u> を加算した額			
	県外の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶	<u>21,135円</u>				県外の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶	<u>21,530円</u>			
	長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶	<u>23,780円</u>				長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶	<u>24,220円</u>			
	長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶	<u>26,420円</u>				長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶	<u>26,910円</u>			
	長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶	<u>31,705円</u>				長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶	<u>32,290円</u>			
	長さ11メートル 以上の船舶	長さ11メートルを <u>34,345円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>2,640円</u> を加算した額				長さ11メートル 以上の船舶	長さ11メートルを <u>34,980円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>2,690円</u> を加算した額			
	一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶	<u>2,115円</u>				一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶	<u>2,155円</u>			
	長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶	<u>2,380円</u>				長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶	<u>2,420円</u>			
	長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶	<u>2,640円</u>				長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶	<u>2,690円</u>			
	長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶	<u>3,170円</u>				長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶	<u>3,230円</u>			
	長さ11メートル 以上の船舶	長さ11メートルを <u>3,435円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>265円</u> を加算した額				長さ11メートル 以上の船舶	長さ11メートルを <u>3,500円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>270円</u> を加算した額			
可動橋	総トン数1トンにつき	[略]	<u>2円99銭</u>			可動橋	総トン数1トンにつき	[略]	<u>3円5銭</u>	
ひき船	ひき船作業 細島港 基本料金 使用時間30分につき 総トン数 3,000 トン未満の船舶	[略]	<u>52,115円</u>	[略]		ひき船	ひき船作業 細島港 基本料金 使用時間30分につき 総トン数 3,000 トン未満の船舶	[略]	<u>53,080円</u>	[略]
	総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶	[略]	<u>73,215円</u>			総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶	[略]	<u>74,570円</u>		
	総トン数 5,000 トン以上 8,000	[略]	<u>88,380円</u>			総トン数 5,000 トン以上 8,000	[略]	<u>90,015円</u>		

トン未満の船舶 総トン数 8,000	[略]	<u>102,495円</u>				トン未満の船舶 総トン数 8,000	[略]	<u>104,395円</u>		
トン以上1万トン未満の船舶 総トン数1万トン以上1万5,000トン未満の船舶	[略]	<u>117,485円</u>				トン以上1万トン未満の船舶 総トン数1万トン以上1万5,000トン未満の船舶	[略]	<u>119,660円</u>		
総トン数1万5,000トン以上2万トン未満の船舶	[略]	<u>139,455円</u>				総トン数1万5,000トン以上2万トン未満の船舶	[略]	<u>142,035円</u>		
総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶	[略]	<u>146,600円</u>				総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶	[略]	<u>149,315円</u>		
総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶	[略]	<u>161,240円</u>				総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶	[略]	<u>164,225円</u>		
総トン数4万トン以上の船舶	[略]	<u>177,465円</u>				総トン数4万トン以上の船舶	[略]	<u>180,750円</u>		
[略]						[略]				
待機料						待機料				
平日						平日				
1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき	[略]	<u>24,920円</u>				1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき	[略]	<u>25,380円</u>		
2 午前8時から午後5時までの1時間につき	[略]	<u>14,630円</u>				2 午前8時から午後5時までの1時間につき	[略]	<u>14,900円</u>		
3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間	[略]	<u>24,920円</u>				3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間	[略]	<u>25,380円</u>		
日曜日及び休日						日曜日及び休日				
1時間につき	[略]	<u>24,920円</u>				1時間につき	[略]	<u>25,380円</u>		
[略]						[略]				
宮崎港						宮崎港				
基本料金						基本料金				
使用時間30分につき						使用時間30分につき				
総トン数 3,000	[略]	<u>34,745円</u>				総トン数 3,000	[略]	<u>35,385円</u>		
トン未満の船舶						トン未満の船舶				
総トン数 3,000	[略]	<u>48,810円</u>				総トン数 3,000	[略]	<u>49,715円</u>		
トン以上 5,000						トン以上 5,000				
トン未満の船舶						トン未満の船舶				
総トン数 5,000	[略]	<u>58,920円</u>				総トン数 5,000	[略]	<u>60,010円</u>		
トン以上 8,000						トン以上 8,000				
トン未満の船舶						トン未満の船舶				

	総トン数 8,000 トン以上 1 万ト ン未満の船舶	[略]	<u>68,330円</u>			総トン数 8,000 トン以上 1 万ト ン未満の船舶	[略]	<u>69,595円</u>		
	総トン数 1 万ト ン以上 1 万 5,0 00トン未満の船 舶	[略]	<u>78,325円</u>			総トン数 1 万ト ン以上 1 万 5,0 00トン未満の船 舶	[略]	<u>79,775円</u>		
	総トン数 1 万 5 ,000トン以上 2 万トン未満の船 舶	[略]	<u>92,970円</u>			総トン数 1 万 5 ,000トン以上 2 万トン未満の船 舶	[略]	<u>94,695円</u>		
	総トン数 2 万ト ン以上 3 万トン 未満の船舶	[略]	<u>97,735円</u>			総トン数 2 万ト ン以上 3 万トン 未満の船舶	[略]	<u>99,545円</u>		
	総トン数 3 万ト ン以上 4 万トン 未満の船舶	[略]	<u>107,495円</u>			総トン数 3 万ト ン以上 4 万トン 未満の船舶	[略]	<u>109,490円</u>		
	総トン数 4 万ト ン以上の船舶	[略]	<u>118,310円</u>			総トン数 4 万ト ン以上の船舶	[略]	<u>120,500円</u>		
	[略]					[略]				
	待機料					待機料				
	平日					平日				
	1 午前零時か ら午前 8 時ま で及び午後 5 時から午後 12 時までの 1 時 間につき	[略]	<u>16,615円</u>			1 午前零時か ら午前 8 時ま で及び午後 5 時から午後 12 時までの 1 時 間につき	[略]	<u>16,925円</u>		
	2 午前 8 時か ら午後 5 時ま での 1 時間に つき	[略]	<u>9,755円</u>			2 午前 8 時か ら午後 5 時ま での 1 時間に つき	[略]	<u>9,940円</u>		
	3 1 及び 2 に かかわらず、 午前 8 時又は 午後 5 時をそ の間に挟む 1 時間	[略]	<u>16,615円</u>			3 1 及び 2 に かかわらず、 午前 8 時又は 午後 5 時をそ の間に挟む 1 時間	[略]	<u>16,925円</u>		
	日曜日及び休日 1 時間につき	[略]	<u>16,615円</u>			日曜日及び休日 1 時間につき	[略]	<u>16,925円</u>		
	[略]					[略]				
船舶給水 施設	給水量 1 立方メー トルにつき					船舶給水 施設	給水量 1 立方メー トルにつき			
	宮崎港船舶給水 施設	[略]	<u>380円</u>				宮崎港船舶給水 施設	[略]	<u>385円</u>	
	延岡新港船舶給 水施設	[略]	<u>400円</u>				延岡新港船舶給 水施設	[略]	<u>405円</u>	
荷役機械	ガントリークレー ン					荷役機械	ガントリークレー ン			
	使用時間 30 分 につき						使用時間 30 分 につき			
	1 号基		<u>26,830円</u>				1 号基		<u>27,325円</u>	
	2 号基		<u>28,190円</u>				2 号基		<u>28,710円</u>	
	ジブクレーン						ジブクレーン			

	使用時間30分につき	<u>26,115円</u>			使用時間30分につき	<u>26,600円</u>	
上下架施設	<p>県内の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。）</p> <p>上架又は下架1回につき</p> <p>長さ5メートル未満の船舶 <u>2,150円</u></p> <p>長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>2,420円</u></p> <p>長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>2,690円</u></p> <p>長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>3,230円</u></p> <p>長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>3,500円</u>とし、長さ1メートルを増すごとに <u>270円</u>を加算した額</p> <p>県外の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。）</p> <p>上架又は下架1回につき</p> <p>長さ5メートル未満の船舶 <u>2,905円</u></p> <p>長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>3,265円</u></p> <p>長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>3,630円</u></p> <p>長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>4,355円</u></p> <p>長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>4,720円</u>とし、長さ1メートルを増すごとに <u>365円</u>を加算した額</p>		[略]	上下架施設	<p>県内の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。）</p> <p>上架又は下架1回につき</p> <p>長さ5メートル未満の船舶 <u>2,190円</u></p> <p>長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>2,465円</u></p> <p>長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>2,740円</u></p> <p>長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>3,290円</u></p> <p>長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>3,565円</u>とし、長さ1メートルを増すごとに <u>275円</u>を加算した額</p> <p>県外の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。）</p> <p>上架又は下架1回につき</p> <p>長さ5メートル未満の船舶 <u>2,960円</u></p> <p>長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>3,330円</u></p> <p>長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>3,700円</u></p> <p>長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>4,440円</u></p> <p>長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>4,810円</u>とし、長さ1メートルを増すごとに <u>370円</u>を加算した額</p>		[略]
貨物上屋	<p>1平方メートル1日につき</p> <p>細島港1号及び2号貨物上屋 <u>16円49銭</u></p> <p>細島港3号貨物上屋 <u>21円13銭</u></p> <p>細島港4号貨物上屋 <u>24円56銭</u></p> <p>宮崎港貨物上屋 <u>20円34銭</u></p> <p>油津港1号貨物</p>			貨物上屋	<p>1平方メートル1日につき</p> <p>細島港1号及び2号貨物上屋 <u>16円80銭</u></p> <p>細島港3号貨物上屋 <u>21円52銭</u></p> <p>細島港4号貨物上屋 <u>25円1銭</u></p> <p>宮崎港貨物上屋 <u>20円72銭</u></p> <p>油津港1号貨物 <u>20円32銭</u></p>		







	長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを <u>1,490円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>110円</u> を加算した額			長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを <u>1,520円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>115円</u> を加算した額		
	県外の者 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶	<u>1,240円</u>			県外の者 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶	<u>1,265円</u>		
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	<u>1,395円</u>			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	<u>1,425円</u>		
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	<u>1,550円</u>			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	<u>1,580円</u>		
	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	<u>1,860円</u>			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	<u>1,895円</u>		
	長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを <u>1,970円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>110円</u> を加算した額			長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを <u>2,050円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>155円</u> を加算した額		
艇庫	専用使用の場合 1月につき 長さ3メートル未満の艇	<u>2,280円</u>	[略]	艇庫	専用使用の場合 1月につき 長さ3メートル未満の艇	<u>2,325円</u>	[略]	
	長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>2,875円</u>			長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>2,930円</u>		
	長さ4.5メートル以上の艇	<u>3,535円</u>			長さ4.5メートル以上の艇	<u>3,605円</u>		
	一般使用の場合 24時間につき 長さ3メートル未満の艇	[略]			一般使用の場合 24時間につき 長さ3メートル未満の艇	[略]		
	長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>285円</u>			長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>295円</u>		
	長さ4.5メートル以上の艇	<u>355円</u>			長さ4.5メートル以上の艇	<u>360円</u>		
ディンギーヤード	専用使用の場合 1艇1月につき	<u>2,210円</u>	[略]	ディンギーヤード	専用使用の場合 1艇1月につき	<u>2,255円</u>	[略]	
	一般使用の場合 1艇24時間につき	<u>220円</u>			一般使用の場合 1艇24時間につき	<u>225円</u>		
マリーナ船台	1台24時間につき	<u>515円</u>		マリーナ船台	1台24時間につき	<u>525円</u>		
電気設備	荷役照明設備1灯 100ワットにつき 3時間未満	[略]		電気設備	荷役照明設備1灯 100ワットにつき 3時間未満	[略]		
	3時間以上6時間未満	<u>180円</u>			3時間以上6時間未満	<u>185円</u>		
	6時間以上12時間未満	<u>235円</u>			6時間以上12時間未満	<u>240円</u>		
	冷凍コンセント				冷凍コンセント			

	1 口 1 時間につき	360円	
[略]			
マリナー多目的広場	1 平方メートル 1 日につき	2 円 33 銭	
荷さばき地、野積場及び駐車場	1 平方メートル 1 月につき 仮設工作物を設置する場合 その他の場合	68 円 43 銭以内で規則で定める額 58 円 4 銭以内で規則で定める額	

3 港湾施設用地使用料

単 位	金 額		摘 要
	使用期間が 1 月以上の場合	使用期間が 1 月未満の場合	
電柱 1 本 1 年につき	[略]	755 円	[略]
電話柱 1 本 1 年につき	[略]	755 円	
街灯 1 本 1 年につき	[略]	215 円	
その他の柱類 1 本 1 年につき	[略]	560 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 1 個 1 年につき	[略]	660 円	
郵便差出箱 1 個 1 年につき	[略]	270 円	
広告塔表示面積 1 平方メートル 1 年につき	[略]	1,135 円	
看 板	[略]		
	その他のもの表示面積 1 平方メートル 1 年につき	1,100 円	
送電塔を設置する用地 1 平方メートル 1 年につき	[略]	560 円	
軌条等を設置する用地 1 平方メートル 1 年につき	[略]	660 円	
線管類 1 メートル 1 年につき	外径 40 センチメートル未満	[略]	
	外径 40 センチメートル以上	295 円	
その他の工作物を設置する用地 1 平方メートル 1 月につき	係留施設用地を使用する場合	[略]	
	その他の用地を使用する場合	68 円 43 銭以内で規則で定める額	
その他の用地 1 平方メートル 1 月につき	[略]	58 円 4 銭以内で規則で定める額	[略]

[略]

別表第 2 (第 10 条の 2 関係)

1 占用料

区 分	算定単位	金 額		摘 要
		占用期間が 1 月以上の場合	占用期間が 1 月未満の場合	

	1 口 1 時間につき	365 円	
[略]			
マリナー多目的広場	1 平方メートル 1 日につき	2 円 37 銭	
荷さばき地、野積場及び駐車場	1 平方メートル 1 月につき 仮設工作物を設置する場合 その他の場合	69 円 70 銭以内で規則で定める額 59 円 11 銭以内で規則で定める額	

3 港湾施設用地使用料

単 位	金 額		摘 要
	使用期間が 1 月以上の場合	使用期間が 1 月未満の場合	
電柱 1 本 1 年につき	[略]	770 円	[略]
電話柱 1 本 1 年につき	[略]	770 円	
街灯 1 本 1 年につき	[略]	220 円	
その他の柱類 1 本 1 年につき	[略]	570 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 1 個 1 年につき	[略]	670 円	
郵便差出箱 1 個 1 年につき	[略]	275 円	
広告塔表示面積 1 平方メートル 1 年につき	[略]	1,155 円	
看 板	[略]		
	その他のもの表示面積 1 平方メートル 1 年につき	1,120 円	
送電塔を設置する用地 1 平方メートル 1 年につき	[略]	570 円	
軌条等を設置する用地 1 平方メートル 1 年につき	[略]	670 円	
線管類 1 メートル 1 年につき	外径 40 センチメートル未満	[略]	[略]
	外径 40 センチメートル以上	[略]	300 円
その他の工作物を設置する用地 1 平方メートル 1 月につき	係留施設用地を使用する場合	[略]	[略]
	その他の用地を使用する場合	[略]	69 円 70 銭以内で規則で定める額
その他の用地 1 平方メートル 1 月につき	[略]	59 円 11 銭以内で規則で定める額	[略]

[略]

別表第 2 (第 10 条の 2 関係)

1 占用料

区 分	算定単位	金 額		摘 要
		占用期間が 1 月以上の場合	占用期間が 1 月未満の場合	

仮設建築物	1平方メートル 1月につき	[略]	58円4銭	
[略]				
漁業用工作物	同	[略]	46円43銭	
電柱	1本1年につき	[略]	755円	[略]
電話柱	同	[略]	755円	[略]
街灯	同	[略]	215円	[略]
その他の柱類	同	[略]	560円	[略]
線管類	1メートル 1年につき 外径40センチメートル 未満 外径40センチメートル 以上	[略]	[略] 295円	
物置場	1平方メートル 1月につき	[略]	11円61銭	
[略]				
[略]				
2 土砂採取料				
区 分	算定単位	金 額	摘要	
砂	1立方メートル	134円		
土砂	同	111円		
砂利	同	159円		
栗石	同	159円		
転石	直径60センチメートル未満	1個	67円	[略]
	直径60センチメートル以上	同	111円	
[略]				

仮設建築物	1平方メートル 1月につき	[略]	59円11銭	
[略]				
漁業用工作物	同	[略]	47円29銭	
電柱	1本1年につき	[略]	770円	[略]
電話柱	同	[略]	770円	[略]
街灯	同	[略]	220円	[略]
その他の柱類	同	[略]	570円	[略]
線管類	1メートル 1年につき 外径40センチメートル 未満 外径40センチメートル 以上	[略]	[略] 300円	
物置場	1平方メートル 1月につき	[略]	11円83銭	
[略]				
[略]				
2 土砂採取料				
区 分	算定単位	金 額	摘要	
砂	1立方メートル	136円		
土砂	同	113円		
砂利	同	162円		
栗石	同	162円		
転石	直径60センチメートル未満	1個	68円	[略]
	直径60センチメートル以上	同	113円	
[略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宮崎県港湾管理条例別表第1の2の表の改正規定(ひき船の項に係る部分に限る。) 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第2条の規定 平成31年10月1日

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 (第10条関係)					別表第1 (第10条関係)				
種類	区分	単位	金額(円)	納期	種類	区分	単位	金額(円)	納期
[略]					[略]				
第3条第1項	[略]	1日につき	[略]	[略]	第3条第1項	[略]	1日につき	[略]	[略]
	業として行う映画の撮影		<u>10,230</u>			業として行う映画の撮影		<u>10,420</u>	

各号に掲げる行為の許可による使用料	興行		4,500
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき 21,600
		内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス	36,000
	その他のもの	表示面積1平方メートル1日につき	1,750
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日につき	4,500	
備考 1～9 [略] 10 1月未満の都市公園の占用許可に係る使用料は、金額の欄に掲げる金額に1.08を乗じて得た額とする。			

各号に掲げる行為の許可による使用料	興行		4,580
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき 22,000
		内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス	36,670
	その他のもの	表示面積1平方メートル1日につき	1,780
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日につき	4,580	
備考 1～9 [略] 10 1月未満の都市公園の占用許可に係る使用料は、金額の欄に掲げる金額に 1.1を乗じて得た額とする。			

別表第2 (第10条、第15条の7関係)

種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	軟式野球場	1面1時間につき		[略]	1～5 [略] 6 水泳場、トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき水泳場のうちプールAにあっては 320円、水泳場のうちプールBにあっては 220円、トレーニング場のうち体育館にあっては 770円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては 110円、屋内練習場に加えた額とする。 7～11 [略]
	サッカー場	児童生徒	410		
	ラグビー場	その他の者	820		
	運動広場	1面1時間につき [略] その他の者	430		
	補助球技場	1面1時間につき 児童生徒 その他の者	550 1,100		
陸上競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	1,250 2,490			
第二陸上競技場					

別表第2 (第10条、第15条の7関係)

種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	軟式野球場	1面1時間につき		[略]	1～5 [略] 6 水泳場、トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき水泳場のうち室内プールにあっては 330円、トレーニング場のうち体育館にあっては 780円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては 110円、屋内練習場に加えた額とする。 7～11 [略]
	サッカー場	児童生徒	420		
	ラグビー場	その他の者	840		
	運動広場	1面1時間につき [略] その他の者	440		
	補助球技場	1面1時間につき 児童生徒 その他の者	560 1,120		
陸上競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	1,270 2,540			
第二陸上競技場					

300メートル競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 340 その他 680 の者 [略]					300メートル競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 350 その他 690 の者 [略]				
投てき場	団体が使用する場合 1時間につき [略] その他 350 の者 [略]					投てき場	団体が使用する場合 1時間につき [略] その他 360 の者 [略]				
第三競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 460 その他 910 の者 [略]					第三競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 470 その他 930 の者 [略]				
水泳場 室内プール(温水)	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 1,430 その他 2,860 の者 [略]					水泳場 室内プール(温水)	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 1,460 その他 2,910 の者 [略]				
室内プール(冷水)	1時間につき 児童生徒の団体 710 その他の団体 1,420					室内プール(冷水)	1時間につき 児童生徒の団体 730 その他の団体 1,450				
50メートルプール	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 1,250 その他 2,490 の者 [略]					50メートルプール	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 1,270 その他 2,540 の者 [略]				
25メートルプール	団体が使用する場合 1時間に					25メートルプール	団体が使用する場合 1時間に				



	小学校児童及び中学校生徒 高等学校生徒 その他の者	320 430 980					小学校児童及び中学校生徒 高等学校生徒 その他の者	330 440 1,000			
自転車競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	600 1,190				自転車競技場	団体が使用する場合 1時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	610 1,210			
ホッケー場	団体が使用する場合 1時間につき [略] その他の者 [略]	470				ホッケー場	団体が使用する場合 1時間につき [略] その他の者 [略]	480			
[略]						[略]					
会議室	1時間につき	1,130				会議室	1時間につき	1,150			
競技器具	[略]					競技器具	[略]				
写真判定装置	1式1時間につき	2,390				写真判定装置	1式1時間につき	2,430			
体操用器械器具	[略] 1式1時間につき	380				体操用器械器具	[略] 1式1時間につき	390			
競技器具	[略] 1式1時間につき	770				競技器具	[略] 1式1時間につき	780			
放送器具	固定式 アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間に	770 1,540				放送器具	固定式 アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間に	780 1,570			

	移動式	つき アマチュア スポーツに 使用する場 合 1 時間につ き	<u>390</u>																	
		つき アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合 1 時間につ き	<u>770</u>																	

[略]

付表 1 (武道館関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
主道場	専用使用の場合 1 時間につ き 児童生徒 その他の 者 [略]	<u>850</u> <u>1,690</u>		[略]
柔道場	専用使用の場合 1 時間につ き 児童生徒 その他の 者 [略]	<u>630</u> <u>1,250</u>		
剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的 ) 弓道場 (遠的 )	専用使用の場合 1 時間につ き 児童生徒 その他の 者 [略]	<u>370</u> <u>740</u>		
トレー ニング ルーム	1 人 2 時間ま で 児童生徒 その他の者	<u>180</u> <u>360</u>		
会議室 大会 議室 中会 議室 [略]	1 時間につ き	<u>1,490</u> <u>370</u>		
附帯設 備器具 [略]				

[略]

付表 1 (武道館関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
主道場	専用使用の場合 1 時間につ き 児童生徒 その他の 者 [略]	<u>860</u> <u>1,720</u>		[略]
柔道場	専用使用の場合 1 時間につ き 児童生徒 その他の 者 [略]	<u>640</u> <u>1,270</u>		
剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的 ) 弓道場 (遠的 )	専用使用の場合 1 時間につ き 児童生徒 その他の 者 [略]	<u>380</u> <u>750</u>		
トレー ニング ルーム	1 人 2 時間ま で 児童生徒 その他の者	<u>190</u> <u>370</u>		
会議室 大会 議室 中会 議室 [略]	1 時間につ き	<u>1,520</u> <u>380</u>		
附帯設 備器具 [略]				



バド ミン トン コー トシ ート	一式 1 時間につ き	<u>360</u>			バド ミン トン コー トシ ート	一式 1 時間につ き	<u>370</u>		
[略]					[略]				
放送 器具 固 定 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>720</u>			放送 器具 固 定 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>740</u>		
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>1,440</u>				アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>1,470</u>		
移 動 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>360</u>			移 動 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>370</u>		
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>720</u>				アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>730</u>		
[略]					[略]				
照明 設備	専用使用の場 合 1 時間につ き				照明 設備	専用使用の場 合 1 時間につ き			
	主道場	<u>2,470</u>				主道場	<u>2,520</u>		
	柔道場	<u>1,040</u>				柔道場	<u>1,060</u>		
	剣道場	<u>730</u>				剣道場	<u>740</u>		
	副道場					副道場			
	相撲場					相撲場			
	弓道場 (近 的)					弓道場 (近 的)			
	弓道場 (遠 的)					弓道場 (遠 的)			
冷房 設備	1 時間につ き				冷房 設備	1 時間につ き			
	主道場	<u>5,880</u>				主道場	<u>5,990</u>		
	柔道場	<u>1,850</u>				柔道場	<u>1,880</u>		
	剣道場 副 道場 相撲 場	<u>1,140</u>				剣道場 副 道場 相撲 場	<u>1,160</u>		
	[略]					[略]			
	会議室					会議室			
	大会議室	<u>1,600</u>				大会議室	<u>1,630</u>		
	中会議室	<u>350</u>				中会議室	<u>360</u>		
	[略]					[略]			
暖房 設備	1 時間につ き				暖房 設備	1 時間につ き			
	主道場	<u>4,440</u>				主道場	<u>4,520</u>		

	柔道場	1,450							
	剣道場 副 道場 相撲 場	920							
	[略]								
	会議室								
	大会議室	1,080							
	[略]								
[略]									
付表 2 (硬式野球場関係)									
	区分	単位	金額 (円)	納期	備考				
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き	1,240  2,470  24,690		[略]				
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 全日 児童生徒 の団体  その他の 団体  アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	最高入場料の 50人分に相当 する額(その 額が13,580円 に満たない場 合は、13,580 円)  最高入場料の 100人分に相 当する額(そ の額が27,150 円に満たない 場合は、27,1 50円)  最高入場料の 300人分に相 当する額(そ の額が 271,5 40円に満たな い場合は、2 71,540円)						
	照明設備	アマチュアス							

	柔道場	1,480							
	剣道場 副 道場 相撲 場	940							
	[略]								
	会議室								
	大会議室	1,100							
	[略]								
[略]									
付表 2 (硬式野球場関係)									
	区分	単位	金額 (円)	納期	備考				
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き	1,260  2,520  25,150		[略]				
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 全日 児童生徒 の団体  その他の 団体  アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	最高入場料の 50人分に相当 する額(その 額が13,830円 に満たない場 合は、13,830 円)  最高入場料の 100人分に相 当する額(そ の額が27,650 円に満たない 場合は、27,6 50円)  最高入場料の 300人分に相 当する額(そ の額が 276,5 70円に満たな い場合は、2 76,570円)						
	照明設備	アマチュアス							

	ポーツに使用する 場合 1時間につき	<u>34,970</u>				ポーツに使用する 場合 1時間につき	<u>35,620</u>		
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につき	<u>174,860</u>				アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につき	<u>178,100</u>		
会議室	1時間につき				会議室	1時間につき			
大会議室		<u>970</u>			大会議室		<u>990</u>		
中会議室		<u>290</u>			中会議室		<u>300</u>		
スコアボード	1時間につき	<u>720</u>			スコアボード	1時間につき	<u>730</u>		
ミーティング室	1時間につき	<u>640</u>			ミーティング室	1時間につき	<u>650</u>		
[略]					[略]				
売店	1箇所全日につき	<u>450</u>			売店	1箇所全日につき	<u>460</u>		
内野スタンド内の 売店					内野スタンド内の 売店				
外野スタンド内の 売店		<u>640</u>			外野スタンド内の 売店		<u>650</u>		
附帯設備器具					附帯設備器具				
[略]					[略]				
放送器具	アマチュアス ポーツに使用する 場合 1時間につき	<u>740</u>			放送器具	アマチュアス ポーツに使用する 場合 1時間につき	<u>750</u>		
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につき	<u>1,470</u>				アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につき	<u>1,500</u>		
冷房設備	1時間につき				冷房設備	1時間につき			
大会議室		<u>520</u>			大会議室		<u>530</u>		
	[略]					[略]			
	ミーティ ング室	<u>270</u>				ミーティ ング室	<u>280</u>		
	[略]					[略]			
暖房設備	1時間につき				暖房設備	1時間につき			
大会議室		<u>470</u>			大会議室		<u>480</u>		
	[略]					[略]			

[略]

付表3 (第二硬式野球場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き		[略]

[略]

付表3 (第二硬式野球場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き		[略]

	合	児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き	580  1,150  1,870			合	児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き	590  1,170  1,900		
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	1,150  11,520  最高入場料の 300人分に相 当する額(そ の額が80,640 円)に満たない 場合は、80,6 40円)			入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	1,170  11,730  最高入場料の 300人分に相 当する額(そ の額が82,130 円)に満たない 場合は、82,1 30円)		
[略]				[略]						

[略]

[略]

付表4 (屋内運動場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
アリ ーナ	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き		[略]
		1,240  2,470  24,690		
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の		
		2,470  4,940		

付表4 (屋内運動場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
アリ ーナ	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き		[略]
		1,260  2,520  25,150		
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の		
		2,520  5,030		

	団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	最高入場料の 100人分(そ の額が <u>271,5</u> <u>40円</u> に満たな い場合は、 <u>2</u> <u>71,540円</u> )				団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	最高入場料の 100人分(そ の額が <u>276,5</u> <u>70円</u> に満たな い場合は、 <u>2</u> <u>76,570円</u> )		
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1時間につ き アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につ き	<u>3,090</u>  <u>15,430</u>		照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1時間につ き アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につ き	<u>3,150</u>  <u>15,720</u>			
[略]				[略]					
附帯設備器 具				附帯設備器 具					
[略]				[略]					
放送器具	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1時間につ き アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につ き	<u>740</u>  <u>1,470</u>		放送器具	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1時間につ き アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につ き	<u>750</u>  <u>1,500</u>			
[略]				[略]					
冷房設備	1時間につき 会議室 1 会議室 2 内野側 外野側	<u>480</u> <u>480</u> <u>9,300</u> <u>850</u>		冷房設備	1時間につき 会議室 1 会議室 2 内野側 外野側	<u>490</u> <u>490</u> <u>9,470</u> <u>870</u>			
暖房設備	1時間につき 会議室 1 会議室 2 内野側 外野側	<u>430</u> <u>430</u> <u>9,510</u> <u>780</u>		暖房設備	1時間につき 会議室 1 会議室 2 内野側 外野側	<u>440</u> <u>440</u> <u>9,690</u> <u>790</u>			
[略]				[略]					

## 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第20号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 特殊建築物の構造</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 <u>自動車車庫又は自動車修理工場</u>（第17条・第18条）</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第5章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（廊下）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の廊下は、次に定めるところにより設置しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、100分の8（有効な滑り止めを設けた場合は、10分の1）以下とすること。（客席）</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2 劇場等の客席部の通路は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）通路を傾斜路とする場合は、その勾配を10分の1以下とすること。ただし、手すりを設けた場合においては、勾配を8分の1以下とすることができる。</p> <p>（2）通路を階段とする場合で、通路の高低差が3メートルを超えるものにあつては、高さ3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずる通路を設けること。ただし、階段の勾配が5分の1以下の場合、この限りでない。</p> <p>（3） [略]</p> <p>第5節 <u>自動車車庫又は自動車修理工場</u>（構造）</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。以下この節において同じ。）又は自動車修理工場の用途に供する場合（法第27条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合を除く。）には、これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか、又は不燃材料で造らなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（他の用途部分との区画）</p> <p>第18条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合において、当該用途に供する部分（以下本条において「当該部分」という。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）令第112条第13項の規定により防火区画を行う場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画すること。</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>（自動車車庫又は自動車修理工場）</p> <p>第24条 自動車車庫（床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。以下同じ。）又は自動車修理工場の敷地には、自動車の出入口を次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、特定行政庁が安全上支障がないと認めたときは</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 特殊建築物の構造</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 自動車修理工場（第17条・第18条）</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第5章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（廊下）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の廊下は、次に定めるところにより設置しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、100分の8（有効な滑り止めを設けた場合は、10分の1）以下とすること。（客席）</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2 劇場等の客席部の通路は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）通路を傾斜路とする場合は、その勾配を10分の1以下とすること。ただし、手すりを設けた場合においては、勾配を8分の1以下とすることができる。</p> <p>（2）通路を階段とする場合で、通路の高低差が3メートルを超えるものにあつては、高さ3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずる通路を設けること。ただし、階段の勾配が5分の1以下の場合、この限りでない。</p> <p>（3） [略]</p> <p>第5節 自動車修理工場（構造）</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車修理工場の用途に供する場合（法第27条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合を除く。）には、その用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか、又は不燃材料で造らなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（他の用途部分との区画）</p> <p>第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、当該用途に供する部分（以下この条において「当該部分」という。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）令第112条第12項の規定により防火区画を行う場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画すること。</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>（自動車車庫又は自動車修理工場）</p> <p>第24条 自動車車庫（床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。以下同じ。）又は自動車修理工場の敷地には、自動車の出入口を次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、特定行政庁が安全上支障がないと認めたときは</p>

、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 勾配が8分の1を超える道路

2 [略]

、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 勾配が8分の1を超える道路

2 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

